

山 監 査 第 4 1 号

平成30年(2018年)4月26日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
平成30年4月26日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

健康福祉部

高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、こども福祉課、日の出保育園、下津保育園、厚陽保育園、津布田保育園、出合保育園、国保年金課及び健康増進課

#### 3 監査の期間

平成 30 年 4 月 11 日から平成 30 年 4 月 19 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、平成 29 年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

##### (1) 国民健康保険基金について

平成 26 年度から平成 28 年度の会計において、財源が不足しないにもかかわらず、基金を取り崩し、国民健康保険会計に繰り入れている。基金条例の規定からすると不適切な会計処理であることから、適切な処理をされたい。

【国保年金課】